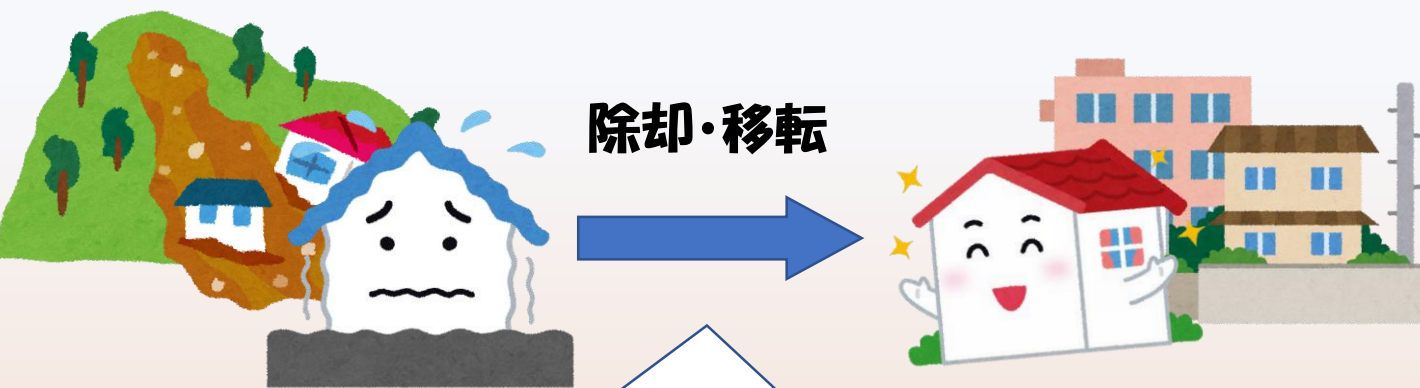


津市がけ地近接等危険住宅移転事業



土砂災害のおそれのある区域からの
住宅の移転を支援します

がけ地近接等危険住宅移転事業とは・・・

近年、台風や地震の発生等により、全国的に土砂災害の被害が多発しています。本市においても、そのような土砂災害の被害から生命の安全を確保するために、国、県及び市が**移転者への危険住宅の除却に要する経費と、新たに建設又は購入する住宅に要する経費**に対して補助金を交付します。

補助対象及び補助内容

【補助対象】

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内にあり
区域指定前から**住宅（危険住宅）**に居住し、**安全な場所に移転する方が対象**です

補助内容	補助額
危険住宅の除却費 (令和6年度)	木造の場合 … 1㎡あたり上限 32,000円 非木造の場合… 1㎡あたり上限 46,000円
引越し費用等	上限 97.5万円
移転先住宅の建設等の 借入金の利子相当額	上限 421万円 (内訳：建物325万円、土地96万円)

※危険住宅の除却費の上限額は、毎年度、国土交通省の通知により㎡単価等が変更され、実際の補助額に影響を及ぼす可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※補助内容の「引越し費用等」には、更地にするための跡地整備費も含まれます。

※移転先住宅の借入金の利子相当額は、年利率8.5%を限度とします。

申請をお考えの方は・・・

- ▶必ず**事前相談**が必要です
事前相談は移転を実施する年度の**前年度の5月末まで**
- ▶**交付決定通知の発行後に**
各種契約(※)、危険住宅の除却、移転先への引越しを行ってください
※移転先住宅の売買、住宅ローンの契約、危険住宅の解体工事契約等
- ▶**年度内**(12カ月間)で**移転の完了**が必要
移転完了は、移転先住宅の建設、引越し、危険住宅の除却等のすべて

移転の流れ



注意事項

- (1) 危険住宅の除却について本事業は土砂災害の被害から生命の安全を確保するため、危険住宅の敷地内にある建築物等はすべて除却し、更地にする必要があります。
- (2) 危険住宅とは、土砂災害特別警戒区域に指定される以前から区域内に建築されており、かつ、現在も居住し続けている住宅を指します。
- (3) 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ市民の生命または身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。
- (4) 安全な場所とは、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、その他がけ地の崩壊等により市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域以外の場所です。事前相談時に安全な場所かの確認を行います。

